

昭和六十一年十月十五日～十八日

「古代の記録」展示目録

宮内庁書陵部



御内侍奉者付給手製一具御衣御坐之白金壳

村上天皇

醍醐天皇第十四皇子  
母廣河子米倉院

近春御記 手聲

古文

延長四年六月二日辰一刻候賀給事中半十官  
主事處一岁之夏之使金物等同奉至還報只今並  
候事由令君入進時作内膳司中主吉右所候當  
候事由參省下段

七日主人奉仰

八日此日中富七日之作内膳司令候所饌

御内膳

平但量盤天年用木漆此度、漆木作、取也。

量盤及銀器物打鉛水火斧

作内膳蓋賜乞絢女久房主饌 諸饌後擣房廣震  
及侍臣烹食度 諸膳後心廚得此五五  
設支障(内膳所) 又調七物食法被物折耕金及繪  
有唇手鐵須織 司令繪 白繪手顏赤繪土庭金甘麻  
毛細布主百榮卷手母皆食食 膜板作内膳左奈右  
莫但障主酒嘉其人

九日不寐烏鵲等 不譯秋暮稻生米饌坐及宣判

答單和

延長年 李部記

仲夏

度養

上月一日辰時中富產給桂芳坊(先達賀記男之  
主事桂芳坊)

四月東宮產給坐日未內裏事其家詔奉中旨  
三移之先是勅石原二移之令奉院令桂芳席

着束高敞之侍士 束盤設餐先是庭十列

卷之三

三月太歲庚辰反道丁未日壬午年天德在壬  
月厥在未用時丁巳日壬午年丙寅月癸未日

太歲位臘冬月德  
上承恩賜福壽吉

晴辰刻仰以乞行原解除其苦筋力微困  
列子西壁賦

後之自博陵書使、行原被解除之  
十州半者，南方有之。

二日乙丑金闕降旨  
亦賜法服懷卷充任復入學廟居吉

晴庚午年冬月  
御書堂奉下宣旨  
以慶  
今補青國授五品正駕事一命  
平日錄中士

你終日駕於車馬間，後來始使一轂行在空谷，下同耳。

本草綱目  
卷之三十一  
附錄

三曰丙寅次卯  
太常天子朝  
日酉酉之辰也

送已酉年當橫揚上秦學宮居士事之所  
居於京師之東南城外之西門外之北  
近於崇文門外之東南城外之西門外之北

能持之過被布之微乎無之御願也若走報者至發空要  
私矣。有二事皆以公私不當得失於人情爲主。中宗解

四日丁卯火達始電

時至之多情，而其失也，自以爲失之，老而失之，人謂之失，失而復得，人謂之失。

王侯帝釋重御賤王の日記。委常難の唐詩碑東端尚書子の因みに東端玉頭さ御院生をめ立端玉頭せ貴端御賤王頭に重年に親王頭を戴り、つゝ十七年重明と改名。同二十一年、十六歳の時に元服を加えた。延長六年（九二八）上東端王頭書陵部所蔵『古代の記録』。御等を歴任し、天曆八年（九五四）に四十九歳で薨去した。今日、史部玉記の御等を歴任するが、それらは(1)後人が逸文を蒐集して編易したもの、(2)醍醐御事記を参考する。

先年当部では、二回にわたって『近世の記録』、『中世の記録』と題し、天皇を始め、親王・貴族・官人等の日記・記録に関する展示会を行なった。

今回の展示は、『古代の記録』と題して行なうこととしたが、前二回の展示が当部所蔵の自筆本を中心としたのに對し、今回の自筆本は数点にすぎない。しかし、すでに原本が失われているために最古の写本といわれているものや、写本の中でも善本と称されているものを出来るだけ展示した。

また今回の展示本の中には、伏見宮家や九条家に旧蔵されていたものが多く、この程ようやく整理を終え、初めて公開したものもある。この他にもこの機会に是非とも展示して八事不思議高覽戴きたいものも少なくなつたが、いざれ機会を得て展示したい。御等を戴する天皇御室天皇御室御記一卷を載せており、漢文、

# 醍醐天皇御記

第六十代醍醐天皇の日記。治世の年号を冠して延喜御記・延喜御日記・延長御記とも呼ばれる。天皇は宇多天皇の第一皇子として元慶九年（八八五）に御誕生、寛平五年（八九三）皇太子に立ち、同九年受禪即位、延長八年（九三〇）朱雀天皇に譲位し、間もなく崩御された。天皇の治世は朝廷の儀式・典礼が形成されつつある時期に当たり、貴族らは規範となる作法の準則を作つてこれを後世に伝えることにつとめ、多くの公家日記が生まれた。天皇もまた儀礼の形成に熱心であつたから、その日記も後に「絶世之記」と評され、故実・典礼を知る上で不可欠の書として尊重された。御記はもと少なくとも二十巻あり、他に村上天皇御記と併せて二代御記抄と称される部類記も作られていた。これらは清涼殿の日記御厨子に納められていたが、浩瀚な本記より、事項ごとに部類された部類記がよく利用されたらしく、本記の方は早い時期に欠巻が生じ、やがて日記御厨子から失われてしまつた。現在では、陽明文庫・仁和寺および当部柳原家旧蔵本中に伝わる延喜天暦御記抄に仏事関係の記事が若干見えるほか、寛平九年より延長八年までの逸文が知られるにすぎない。展示の史料もそのような逸文のひとつで、天皇の皇子成明親王（村上天皇）の御誕生と七夜の祝宴の記録である。これを収める御産部類記は伏見宮家旧蔵の鎌倉時代書写本。醍醐天皇以下、後深草天皇・皇女貴子内親王にいたる間の天皇・皇族ごとに、その誕生と前後の儀に関する諸家の記録等を列記したものである。目録および関連文書・勘例を含めて十九巻より成り、今日に伝わらない日記の貴重な逸文を多く収めている。

## 吏部王記

式部卿重明親王の日記。式部卿の唐名「吏部尚書」に因んで吏部王記と呼び、また李部王記・式部卿親王記・重

王記・重記などともいう。重明親王は醍醐天皇の皇子。延喜六年（九〇六）に生まれ、初名を将保といった。同八年に親王宣下を蒙り、ついで十一年重明と改名、同二十一年、十六歳の時に元服を加えた。延長六年（九二八）上野太守となり、以後、彈正尹・中務卿・式部卿等を歴任し、天暦八年（九五四）に四十九歳で薨去した。今日、吏部王記の書名で流布している写本は少くないが、それらは(1)後人が逸文を蒐集して編纂したもの、(2)醍醐雜事記を吏部王記と誤認したもの、(3)後世の偽作、などであり、親王の日記そのものは写本としては伝わらない。しかし西宮記・北山抄などの儀式書や諸家の日記・部類記等に引用された逸文は極めて多く、それらは延喜二十年より天暦七年に及んでいる。その逸文によれば、親王の日記は詳細に朝儀を記録しており、当時の朝廷における儀式・典礼の形成に多大の影響を与えたと考えられ、そのため後世にも重んじられた。展示の史料は御産部類記に収められた逸文であり、親王の異母弟成明親王（村上天皇）の御誕生と、五夜・七夜の産養の儀の次第を書き留めたものである。

が、女性の手になるこの種の日記は前後に殆ど例を見ない。展示の史料は、穂子が成明親王（村上天皇）を出産した際の記事、および五夜・七夜の産養等の記録であり、御産部類記に引載されたものである。穂子は閑白太政大臣藤原基経の女。延喜二十三年（九二三）醍醐天皇の皇后に立ち、承平元年（九三一）皇太后、天慶九年（九四六）には太皇太后となり、天暦八年（九五四）に七十歳で崩御したが、その間、朱雀・村上両天皇の生母として宮廷に隠然たる力を振るつた。

### 村上天皇御記

第六十二代村上天皇の日記。天皇は醍醐天皇の第十六皇子、母は皇后藤原穂子である。延長四年（九二六）御誕生、その年のうちに親王宣下を蒙り、天慶七年（九四四）皇太子に立った。ついで同九年、朱雀天皇より位を譲られて即位し、康保四年（九六七）四十二歳で崩御された。天皇の日記は、その治世の年号にもとづき天暦御記・天徳御記・応和御記・康保御記ともい、宇多・醍醐両天皇の御記とともに政務・儀式の故実を窺う重要な記録として、後世の儀式書や日記等に数多く引用され、現在では天暦元年（九四七）より康保四年までの逸文が知られている。この御記も醍醐天皇御記と同様、清涼殿の日記御厨子に納められていたが、早くに部類記が作られてそれが多く利用された反面、本記はやがて紛失した。今日、写本としては、部類記の一部と思われる延喜天暦御記抄（陽明文庫等所蔵）、および応和三年（九六三）八月の広平親王元服の記事と同四年七月の改元の記事を収めた天暦御記（当部伏見宮家旧蔵本など）が伝わるにすぎず、その天暦御記も後人が逸文を拾つたもので、御記そのものの写本ではないと考えられる。展示の史料は東宮御元服部類記に収められたもので、応和三年二月二十八日、天皇の第二皇子憲平親王（冷泉天皇）の元服当日の儀式次第が詳細に書き留められている。日記の名称は見えないが、文中、天皇の紫宸殿への出御を「出<sub>三</sub>南殿」と記し、また儀式終了後に「即還<sub>三</sub>清涼殿」とあることなどから、天皇の日記であることは疑いない。東宮御元服部類記は伏見宮家の旧蔵にかかる鎌倉時代の写本であり、欠脱も少くないが、現

状は恒貞親王より恒仁親王（亀山天皇）までの皇太子のうち、八親王の元服の儀の記録を国史・日記より抄出して部類したもの、北山抄・江家次第の東宮元服条を抄出したもの、元服祝文・元服詔書を柱下類林から抜粋したもの、その他成っている。なお国立歴史民俗博物館の広橋家旧蔵本中に東宮元服記二巻および東宮御元服部類記一巻が伝わるが、いずれも伏見宮本の僚巻と考えられる。

### 貞信公記

貞信公記<sup>（五冊）</sup>（延喜九年文承元抄（二二六四））も同四半身和の延喜十年大ニニハコ）の強和<sup>（音）</sup>と資利<sup>（音）</sup>の間<sup>（音）</sup>を代<sup>（音）</sup>し、轉<sup>（音）</sup>變<sup>（音）</sup>の典<sup>（音）</sup>である。重<sup>（音）</sup>みの本<sup>（音）</sup>は、全日本古文書館<sup>（音）</sup>の蔵<sup>（音）</sup>である。原文<sup>（音）</sup>の抄<sup>（音）</sup>文<sup>（音）</sup>を<sup>（音）</sup>改<sup>（音）</sup>め<sup>（音）</sup>せ<sup>（音）</sup>ば<sup>（音）</sup>の<sup>（音）</sup>所<sup>（音）</sup>を<sup>（音）</sup>記<sup>（音）</sup>す。太政大臣藤原忠平<sup>（たんぱう）</sup>の日記。忠平は関白藤原基経の男。延喜九年（九〇九）兄時平の薨後氏長者となり、承平六年（九三六）太政大臣に昇った。また朱雀・村上両天皇の摂政・関白を務め、天暦三年（九四九）七十歳で薨じた。謚号を貞信公という。貞信公記は朝儀の先例故実を示す史料として尊重されたが、原形ははやく失われ、長子実頼によるといわれる抄記および諸記録に引用の逸文が存するのみである。抄記はもと二十巻存したと推定されるが、現在は天理図書館に延喜七年より天暦二年まで断続して十巻、九条家旧蔵の古写本が架蔵され、また別に古写本はない承平元・二年の新写本が諸處に存する。掲出の貞信公記を収める大嘗会御禊部類記は、朱雀・村上両天皇の大嘗会御禊行幸の記事を外記日記・吏部王記・九条殿記等より抄出したもので、鎌倉時代の書写、九条家旧蔵本である。展示の箇処は、承平二年の朱雀天皇の大嘗会御禊に関するもので、当時忠平は、妹穏子の所生である同天皇の摂政であった。前記のごとく天理図書館の古写本は当該年次を欠いているので、平松本以下江戸時代の写本の字句を訂する箇処もあり、貴重である。

九条殿記<sup>（三冊）</sup>（承平四年正月一日～承平五年正月一日）は、九条家旧蔵の古写本である。九条殿記である。端幅<sup>（音）</sup>の、中右端<sup>（音）</sup>の手<sup>（音）</sup>（一寸八分）八銀（十二日余<sup>（音）</sup>十四日）を取<sup>（音）</sup>る。裏<sup>（音）</sup>を<sup>（音）</sup>表<sup>（音）</sup>する。左大<sup>（音）</sup>臣藤原師輔<sup>（もろすけ）</sup>の日記九曆の部類記。師輔は関白藤原忠平の次男。藏人頭・右中将を経て、承平五年（九三五）

参議となり、天暦元年（九四七）右大臣に昇ったが、天徳四年（九六〇）五十三歳で薨じた。居宅の在処から九条殿と称され、兄実頼の小野宮流に対し、九条流の故実を大成させた。九暦の原形は失われ、抄記・部類記・断簡・逸文等が存する。部類記は、中右記元永二年（一一一九）八月二十二日条に十四巻と見えるが、現存するのは天理図書館の中行三巻と当部の臨時部二巻のみであり、ともに九条家旧蔵の鎌倉時代の写本である。掲出の一巻は、九条殿記の外題を有し、表紙見返に臨時と注された天慶三年（九四〇）の平将門の乱に関する飛駆事の断簡である。二月二十六日京着した陸奥国飛駆の奏状の内容を「平将門率一万三千人兵、欲レ襲ニ擊陸奥出羽両国ニ云々」と記し、翌二十七日は飛駆使に勅符を賜う儀であるが、首部しか存しない。巻首の目録によれば他に開闢事および飛駆式を収めていたが、現在は失われている。なお他の一巻は、村上天皇中宮藤原安子の遷御記および清和天皇女御、皇太后藤原高子の本位追復記を收める。

## 外記日記

太政官の外記が職務として記録した公日記。外記は詔書の考勘や太政官の奏文の作成などを職掌としたが、一方、朝廷の公事・儀式を奉行するとともに、それを記録することもつかさどり、厖大な量の外記日記が書き継がれ、朝儀の典拠として重んじられた。今日では諸書に引用された逸文のほかは殆ど失われてしまったが、尊經閣文庫に伝わる新抄（五冊）は、文永元年（一二六四）～同四年および弘安十年（一二八七）の記事を有し、別名を外記日記と称している。掲出の史料は村上天皇御即位部類記に收められた外記日記の逸文である。外記日記は、朝儀における外記の職務上、儀式の中心となる場よりも、その周辺における行事に詳しく、また公日記としての性格から、人名の表記法に一定の規則性が認められるなどの特徴があるが、本条の記事もそのような外記日記の特徴をかなりよく伝えている。なお村上天皇御即位部類記は鎌倉時代の書写にかかる九条家旧蔵本。天慶九年（九四六）四月の村上天皇の即位とその前後の関連記事を、外記日記・九暦・吏部王記等から引載したものであるが、いづれ

の記事も他に所伝を聞かない貴重な逸文である。

## 八 高明公記

左大臣源高明の日記。高明は醍醐天皇の皇子。延喜二十年(九二〇)七歳で源姓を賜わり臣籍に降下、ついで官途に就き、累進して康保四年(九六七)左大臣に昇ったが、安和の変(九六九)によって失脚し、天元五年(九八二)六十九歳で薨じた。邸宅の在処から西宮左大臣と称され、朝儀・故実に精通し、西宮記を著した。高明公記は、掲出の伏見宮本元服記並立親王記に引載された天暦六年(九五二)十二月二十八日の息男の元服記のほかには存在が知られていない。記中の冠者は高明の長子忠賢あるいは次子惟賢であろうか。加冠を依頼された藤原師尹が言を左右にして肯じないのは興味深い。元服記並立親王記には、他に高明の弟源允明の元服記を吏部王記から抄出しているが、後半は著者不明の鳥羽院立親王記を収めている。南北朝期同一人によって書写され、一括して伝來したものを、当部において包紙ともども一巻に成卷したものである。

## 九 小右記

右大臣藤原実資の日記。自身では曆記と称したが、一般には、実資が右大臣を極官としたところから右府御記、または家号の小野宮と併せて小野宮右大臣記・小野右府記・小右記・野府記・小記等と呼ばれた。祖父実頼の日記を諱号により清慎公記といい、その偏により水心記とも称されたのに因んで続水心記とも呼ばれた。自筆原本は伝わっておらず、現存しているのは実資が二十二歳の天元元年(九七八)より七十六歳の長元五年(一〇三二)にいたる間のもので、逸文を加えると日記自体は少なくとも長久元年(一〇四〇)十一月十日までは書き続けられていたことが知られる。内容は、実資が藏人頭・左兵衛督・右衛門督・太皇太后宮大夫・右大臣・皇太弟侍等を歴任し、

故実・典礼に精通しているところから、朝儀をはじめ政務・社会・人事等詳細かつ多岐にわたっている。藤原氏全盛期の根本史料のひとつであり、後世、玉葉・園太曆とともに三大記録として喧伝されている。伏見宮家旧蔵本は三十二巻。天元元年より長元五年まで（有欠）を収め、うち一、七、九、十、十一、十二、十五、十六、十七、二十八、二十九、三十、三十一の十三巻が詳本、他は略本である。外題は野府記。鎌倉時代の書写である。また九条家旧蔵本は十二巻。外題は小右記。「一」～「十一」巻に寛和三年（九八七）より長元五年まで（有欠）を収め、「一」、「四」、「五」、「八」、「九」、「十」、「十一」の各巻は平安時代の、他は鎌倉時代の書写である。六、七巻を除きすべて詳本であり、前出の伏見宮本や流布本に欠けている年次を多く収めているのが特色である。十二巻は五種の断簡を貼り継いだもので、その中の四が時範記であることは既に知られているが、他はすべて小右記であり、「一」、「二」、「三」は詳本、そして一、「三」は平安時代の、他は鎌倉時代の書写である。その他、平安・鎌倉時代の写本では尊經閣文庫本三十七巻が知られている。また当部蔵の柳原紀光旧蔵の一巻は、長元三年六月の断簡で、わずか四紙であるが、かつて実資の自筆と伝えられたものである。もとより自筆ではなく、鎌倉時代の書写と推察されるが、詳本であるところから注目に価する。

## 10

## 小記目録

小右記の記事を年中行事・仏事・臨時等の項目別に分類した目録で、東山御文庫本には小右記部類目録、京都大学蔵平松本には小右記類聚目録とある。所収年次は天元元年（九七八）から長元五年（一〇三二）まで、本記はその後も書き続けられていたのに目録には見当たらないところから、この目録は長元六年以後のかなり早い時期に作成されたものと思われる。また目録に記載されている日次のうち本記に該当する部分のない箇所が少なくないところから、目録は当初完全な本記から作られ、本記とは別に、独自に伝写されたと思われる。原本は伝わっていないが、原巻数は二十巻と推定され、うち十八巻が現存している。展示の九条家旧蔵本は平安時代の書写で全十四

卷。四、十一、十三、十四、十五、二十の各巻を欠いている。全体に破損が甚だしく、判読しがたい部分も多くあるが、当部には江戸時代に作られた同本の忠実な写本があり、相補うことが出来る。その他の伝本としては、前出の二本のほか東京大学史料編纂所蔵和学講談所本が知られている。

## 二 濟時記

(一〇二六)

始は合せたる着墨、部分の着墨、もと來りて因みる煙墨もあら。着墨は、臘語史料大如本によるものと表

左大将藤原濟時の日記。九条家旧蔵本。濟時は、安和の変の首謀者と目される小一条左大臣藤原師尹の次男。侍従・藏人頭・參議等を経て、正暦二年（九九二）大納言となる。長徳元年（九九五）五十五歳で薨去。玉葉治承四年（一一八〇）十二月二十三日条に「小一条大将濟時卿自筆記」、愚管抄卷三に「濟時大將ガ日記」などと見える。玉葉によれば、當時、濟時の自筆記は、天禄二年（九七二）二巻、同三年下一巻の計三巻の存在が確認できるが、

現在、天禄三年十月から十一月にかけての、しかもわずか二紙の断簡しか伝わらない。しかし、そこに記された六日間の記事からは、摂政太政大臣藤原伊尹の上表、その後繼者をめぐる兼通・兼家兄弟の争い、そして兼通の大臣就任までのいきさつが知られ、当時の政界上層部の動向や藤原氏内部の人間関係を考える上で貴重であり、愚管抄等後世の文献で伝えられている兼通・兼家兄弟の確執を明確に裏付けている。また、文中、濟時の伊尹兄弟に対する批判的感情があからさまに露呈していることも興味深い。なお、本書の筆蹟は、愚管抄の著者慈円の甥の子に当たる九条道家のそれと近似しており、愚管抄の編纂材料や本書伝来の経緯を考える上で留意される。

## 三 権記

(一〇二七)

力の拙劣さと不正確の虫跡である。其の挿入文正平（一一四〇）十一月二十六日条、「藤大納言行成卿記」、

權大納言藤原行成の日記。官名の一字を取り權記と称され、また行成卿記とも呼ばれる。行成は右近少將藤原義孝の長男で、摂政太政大臣伊尹の孫に当たる。永観二年（九八四）從五位下に叙され、以後、侍従・藏人頭・右大弁

等を歴任し、さらに中納言を経て、寛仁四年（一〇二〇）正三位権大納言へと昇進、万寿四年（一〇二七）五十六歳で薨去した。行成の記文は概ね簡潔であるが、弁官・藏人頭といった要職を勤めたため、彼が関わった朝儀の内容は詳細であり、また、政治のみならず経済関係にも注目すべき記事が散見され、御堂関白記・小右記とともに、撰関時代の研究には不可欠の史料である。兵範記久安五年（一一四九）十一月二十六日条に「権大納言行成卿記、正暦以後五十卷」と見え、もとは少なくとも五十巻あったことが知られる。但しこの中には、別記が十数巻あったとも考えられている。現在は、正暦二年（九九二）より寛弘八年（一一〇一）までの二十一年間にわたる日次記と、若干の逸文とを存する。掲出本は伏見宮家旧蔵本で二十二巻。鎌倉時代の書写で、江戸時代書写にかかる鷹司本その他流布本の祖本に当たるものである。

### 三 春記

参議春宮権大夫藤原資房の日記。資房は大納言藤原資平の長男に生まれたが、父の資平が小野宮実資の養子となつたので、資房もまた小野宮の嫡流に属することとなつた。寛仁三年（一〇一九）讚岐権守に任せられた後、侍従・藏人などを経て長暦二年（一〇三八）に藏人頭、長久三年（一〇四二）に参議となり、寛徳二年（一〇四五）に春宮権大夫を兼ね、天喜五年（一〇五七）に正三位参議春宮権大夫で五十一歳で薨じた。日記名は、春宮権大夫と名前の一部を合わせて春房記、略して春記、また家号に因んで野房記ともいう。春記は、増補史料大成本によると万寿三年（一〇二六）から天喜二年に及ぶが、うち現存するのは十三箇年分である。関白頼通の執政期における公家社会の実態や事件・世相また地方政治の動向などについて、自らの意見を交えて記述しており、撰関政治衰退期のまとまった日記として貴重である。当部所蔵の東寺本八巻は、長暦二年冬、同三年十月、十・十一月、十二・閏十二月、同四年夏、九月、十一月、長久二年三月から成り、もと東寺に架蔵されていたものである。平安時代末の書写と考えられ、春記最古の写本である。京都国立博物館所蔵の長暦四年八月、永承七年（一〇五二）夏、秋の三巻

と、大谷大学所蔵の長久二年二月の一巻は、当部の東寺本と一連のものである。九条本五巻は、鎌倉時代前期の書写と考えられ、所収年次は長暦三、四年の二箇年であるが、うち長暦四年正月の記は流布本に欠けており、九条本のみによって知られるものである。巻末に注記されている長暦四年の年次は、九条政基の文明十四年（一四八二）の奥書きによると、巻首の年次が欠落してもわかるように、政基が書き加えたものであることが知られる。

#### 四 列見并定考部類

左経記から列見および定考の記事を抄出した部類記三巻で、九条家旧蔵本、鎌倉時代写。収録されているのは、長和三年（一〇一四）三月十六日条から長暦三年（一〇三九）二月十一日条までの二十八条。列見とは、考課・選叙に与るべき人を毎年二月十一日に大臣が閲見する行事、定考とは任すべき官職を八月十一日に考え定める行事であり、いずれも太政官において行われた。左経記は参議左大弁源経頼の日記で、経頼記ともまた名前の偏を取つて糸束記ともいう。経頼は参議源扶義の男で、寛弘二年（一〇〇五）玄蕃頭となつた後、長和三年から弁官を歴任、長暦三年正三位参議兵部卿左大弁で五十五歳で薨じた。弁官に二十五年余りにわたつて在職した実務派官人であり、列見や定考について詳しい記録を残したこともうなづかれる。左経記は、長和五年より長元八年（一〇三五）までの日次記があり、また長元二年から同九年までの凶事を日次記より抄出した類聚雜例がある。列見并定考部類の編者は明らかでないが、流布本にない左経記の逸文を含み貴重である。

#### 五 土右記

右大臣源師房の日記。師房は村上天皇の皇孫で、具平親王の王子。本名を資定といい、寛仁四年（一〇二〇）從四位下に叙せられ、同年元服に際して源姓を賜い、師房と改名した。いわゆる村上源氏の祖である。その後、権

中納言・内大臣等を経て、延久元年（一〇六九）右大臣に昇り、承保四年（一〇七七）二月七十歳で致仕し、間もなく薨去した。日記は家号の土御門にもとづき土御門右大臣記・土御門右府記、略して土右記・土記といい、また源右丞相記ともいった。なお土記は師房の男俊房の日記水左記の異称としても用いられている。本記は九条家旧蔵の延久元年夏の日次記一巻で、四月十三日条の途中より六月二十七日条までを収める。鎌倉時代の書写。早くに本記は首部を欠き、したがって書名も明らかでなく、このため寛永十八年（一六四一）に本記を一見した九条道房は、本文端裏および巻末等に延久元年の俊家公記と記しているが、誤りである。たとえば本記の記文の一部が続群書類從の改元部類記に引く源右丞相記の逸文と一致することからも、本記は師房の日記であることがわかる。なお右逸文により、本記の首次部分を補うことができる。現在師房の日記としてまとまって伝わっているのはわずかに本記のみであるが、諸記録によると、長元三年（一〇三〇）より薨去の前年承保三年まで逸文の存在が知られる。この間四十七年に及び、もとは厖大な日記であったと推察できるが、もとよりこれらでその全貌を知るのは困難である。しかし時恰も攝関政治の退潮期に当たり、本記は政治史的にも重要な史料である。

## 水左記

左大臣源俊房（よしひさ）の日記。俊房は右大臣源師房の男。參議・右大臣等を経て永保三年（一〇八三）左大臣に昇り、保安二年（一一二一）正月八十七歳で致仕、同年十一月薨去した。本記は源氏の偏と左大臣の左を合わせて水左記といふが、家号の土御門にもとづき土左記・土記、あるいは邸宅の所在地堀河に因み堀河左府記ともいう。流布本は康平五年（一〇六二）より応徳三年（一〇八六）までを收めるが、その後少なくとも嘉承三年（一一〇八）まで日記を記していたことは、同年の年紀を有する逸文によって明らかである。当部には流布本のほかに、伏見宮家旧蔵の康平七年春夏、同年秋冬、応徳元年春夏、同年正月大臣大饗別記の四巻と柳原家旧蔵の承暦四年（一〇八〇）春夏、同年秋冬の二巻の併せて六巻の自筆本が伝存する。大臣大饗別記を除く五巻はいずれも具注暦（三行間あき）書

に記された暦記である。右のうち康平七年春夏を除く五巻は、既に天明三年（一七八三）から同四年にかけて柳原紀光がその女嘉久子とともに自筆本どおりに書写し、現在それは当部に蔵している。また康平七年春夏の記は、戦後伏見宮家より発見され、のち当部よりコロタイプにして出版した。なお同年秋冬の記もコロタイプで出版している。本記には記事のない日や一、二行の日も少くないが、多い時には紙背に及んだり、紙を貼り継いでいるところもある。記主は顯官を歴任していることから朝儀・政務に詳しく、かつ博学多才で書を能くしたことも知られており、本記にその片鱗を窺うことができる。なお尊經閣文庫にも承暦元年秋冬、永保元年秋冬の自筆本二巻が伝えられている。

一七

藤原兼忠の日記

宗忠は惟大納言藤原宗俊の男。弁官・藏人頭を経て承暦元年（一〇九九）参議となり。

為房卿記

為房卿記として右大臣に算り、保延七年（一一四一）四月八十歳で薨した。その記文は寛治元年（一〇八七）二十六年間の日記である。本記はこれに藤原為房の日記と譲称したらしいが、一、参議兼大藏卿・藤原為房の日記。為房は但馬守・藤原隆方の男で、後三条・白河・堀河三天皇の藏人や鳥羽天皇の藏人頭などを勤め、大藏卿・参議を経て正三位に昇り、永久三年（一一一五）四月二日、六十七歳で薨去した。日記は為房卿記とか、大藏卿の唐名に因んで大府記・大御記・大記などと称され、公事や故実等に比較的詳しく、また世上の伝聞に関する記事も多い。伝本としては、京都大学に永保元年（一〇八一）の暦記一巻が自筆本で伝わり、他に延久三年（一〇七一）より永久二年までの日記が写本で流布している。本書は伏見宮家旧蔵本で、寛治五年（一〇九一）の八月二日から二十八日までの日記、一巻。今首尾を欠く。本書は元の包紙によると、当初三十六紙から成る寛治五年秋冬の記であつたが、大半が散逸し、残存の二紙を当部において成卷したものである。鎌倉時代の書写と思われ、料紙は消息などの反古を用いている。なお、当部所蔵の久世本や桂宮本大記の寛治五年記（秋冬）を見ると、巻頭に「寛治五年暦記也」とあり、本来は具注暦に記された暦記であつたらしい。因みに為房には、膨大な日記のほかに撰集秘記・貫首抄（貫首雜要略・藏人頭口伝とも）・装束抄などの儀式書の著作もある。

二  
江大記

中納言・内大臣等を経て、延喜元年（一〇六九）右大弁に就り、承保四年（一〇七七）十月七十歳で致仕し、間もなく死んだ。卷頭には「資治五平風説」である。本来は其名前が頭よりはる標題であるが、因みに改題された。また、大藏卿・大江匡房の日記。匡房は大学頭・大江成衡の男で、治暦三年（一〇六七）東宮学士に任じてより、後三条・白河・堀河三代の侍読となり、権中納言・大宰権帥等を経て正二位に進み、大藏卿に任じ、天永二年（一一一）十一月五日、七十一歳で薨した。日記は匡房卿記・江匡房記・江中納言記・江帥記・江都督記などと称され、公事や故実等に頗る詳しく、記事は比較的長文なものが多い。今日その日記は、治暦元年より天仁元年（一一〇八）まで四十余年の間の記文が、各種の部類記や公卿などの日記、有職や年中行事関係書などに引用されて逸文で存している。掲出本は伏見宮家旧蔵本で、白河上皇春日社御幸記と題し、鎌倉時代の書写と思われる。内容は寛治七年（一〇九三）三月二十日の記で、卷首を欠き、当時参議で左大弁・勘解由長官・式部大輔等を兼ねていた匡房が、白河上皇の春日社への御幸に公卿百官等とともに随從した当日の様子を記述している。因みに匡房には江家次第・暮年記・狐媚記・続本朝往生伝・本朝神仙伝その他多岐にわたる著作がある。

二  
時範記

右大弁平時範の日記。時範は尾張守平定家の男で、寛治四年（一〇九〇）五位蔵人で堀河天皇の側近に出仕し、以来、諸官を歴任して正四位下右大弁に進み、天仁元年（一一〇八）十月、五十五歳の時に辞官出家した。日記は極官であった右大弁の官名をとつて、右大記・右大丞記・平右記・右御記などと称され、承保四年（一〇七七）より康和四年（一一〇二）にいたる記事が、御即位叙位部類・改元部類等のいくつかの部類記や、歴代残闕日記その他に逸文や抄略文で存している。本書は九条家旧蔵本で、永長二年（一〇九七）十月ならびに承徳三年（一〇九九）春の日記、二巻。時範記としては数少ないまとまった形での伝本の一で、鎌倉時代の書写と思われる。當時時範

は、弁官（承徳二年十二月右少弁から左少弁に転じた）のほかに中宮大進・因幡守等をも兼ね、また関白藤原師通の家司でもあった。このため日記は、公事や撰閑家等の動静に詳しく、就中、承徳三年記における二月九日以降の任国因幡国への下向と国務に関する記事は、国司の任国における諸行事の実例を示す好史料といえよう。なお、東山御文庫に源基綱朝臣記の書名で架蔵の一本は、内容的にみて時範の承徳三年夏の日記である。

### 中右記

（一一三六）六十歳ヲ慶シテ。全牛内縣王の皇子宮齋大夫はよひ太皇太司宮齋大夫の丑うしノ吉ニテ。三十歳也。右大臣藤原宗忠の日記。宗忠は權大納言藤原宗俊の男。弁官・蔵人頭を経て康和元年（一〇九九）參議となり、以後累進して右大臣に昇り、保延七年（一一四一）四月八十歳で薨じた。その記文は寛治元年（一〇八七）二十六歳の時から、保延四年二月致仕出家するまでの五十二年間に及び、宗忠自身はこれを愚林と謙称したらしいが、一般には家号中御門と極官右大臣とにより中右記と称される。日記が朝儀・政務等に詳しく述べられ、後世故実の典拠とされたため写本が多いが、掲出本は柳原家旧蔵本の天仁二年（一一〇九）十月十八日～十一月十日および十二月十四日の記事を有する一巻、伏見宮家旧蔵本の保延二年六月～十二月の記事を有する一巻である。柳原本には本文用紙と見返しの間に「中右記宗忠公自筆」と柳原紀光の注書きがあり、伏見宮本も自筆とする説があるが、いずれも根拠ではなく、平安末鎌倉期の書写と推定される。内容は、天仁二年の一巻は巻首を欠くが、宗忠が宿願の熊野三山に赴いた時の参詣記で、行旅の様相を描いて精彩に富む記事は、同類参詣記の白眉といえよう。保延二年の一巻はいわゆる日次記で、妻の死と大神宮関係の陣定、それに宗忠自身が右大臣に昇進した記事などが目を惹く。巻の末書きによると、宗忠は五十歳歳。全牛の御内侍の巻首の墨跡は、墨蹟強度である。手写本の墨蹟は、墨蹟強度である。

### 中右記部類

藤原宗忠の中右記の記事を事項別に抄出し、類聚編纂した部類記。日記の記主宗忠が自ら作成したことが判明す

る珍らしい部類記で、その経緯は本記保安元年（一一二〇）六月十七日条に記載がある。すなわち宗忠が息男宗能のために、寛治元年（一〇八七）から保安元年五月にいたる三十四年間の暦記百六十巻をもとに、二年余を費やして完成したという。時に宗忠は五十九歳。全体の構成は卷首の部類項目によると、年中行事・毎年例事・年中仏事・臨時神事・臨時仏事等から成り、もとは三十巻を上回る浩瀚な部類記であつたらしいが、写本によつて伝存するのは十三巻のみ。そのうち九条家旧蔵の古写本は、当部に六巻、文化庁・天理図書館等に六巻の計十二巻の伝存が判明し、いずれも平安末期の書写と推定される。本書は中右記部類の最古写本であるばかりでなく、現存本記の欠を補い、また裏文書にいわゆる異本公卿補任や飛驒国雜物進未注進状案等の古文書、ならびに寛弘以後院政期にいたる一世紀間の貴族・文人・学生の漢詩文が見えて貴重である。展示したのは第廿七臨時神事九斎宮群行下。天治二年（一一二五）九月守子内親王（後三条天皇皇孫女）が斎宮として群行した際の記事で、史料大成本中右記に未収である。文中、摂政藤原忠通の消息が引用されていて、それが後出の法性寺殿記とほぼ同文であるのが興味深い。

三

參議として諸役を勤めている場合も多い。一回の儀につき二種の記文を載せる年もあるが、日次記として書かれたものと別記とであろう。最終巻の奥書に「建暦元年（一二一）四月十三日以<sub>テ</sub>花山院殿御本書写了、即各取替校合了」とあり、書状等を翻して書写されている。当部には同じく九条家旧蔵本中に賭弓部類八巻があり、これにも勘例として長秋記の逸文を多く含むが、その奥書から、ほぼ同時期に花山院家の本を書写したものと知られる。

三

権中納言藤原朝隆の日記。鳥羽院御錫紵記ともいいう。伏見宮家旧蔵本、一巻。鎌倉時代写。朝隆は勧修寺流藤原氏、参議為房の男。仁平三年（一一五三）参議となり、権中納言に昇つたが、保元三年（一一五八）官を辞し、翌年六十三歳で薨じた。冷泉中納言と称されたため、その日記は冷中記・冷朝記あるいは朝記などと呼ばれる。但し今日その記文は御産部類記・諸院宮御移徙部類記等各種の部類記の引載として、あるいは単独にも特定の朝儀の記録としてなど、分断された形で伝えられているに過ぎない。本記は大治四年（一二二九）七月十五日に、鳥羽上皇が白河上皇の崩御に当たり、錫紵を著された時の記録である。錫紵とは天皇・上皇が二等以上の親族の喪に著用される御服のこと。朝隆は本来この儀の行事であつたが、たまたま白河上皇の葬送と重なり、その行事でもあつたため、当日錫紵の役は辞したらしい。しかし御服、鋪設、儀式の進行の様子、先例との関係などが短い文章の中に手際よく記述されている。

二四

成頼卿記。参議藤原成頼の日記。後白河院御落飾記ともいう。伏見宮家旧蔵本、一巻。鎌倉時代写。成頼は勸修寺流藤原氏、權中納言顕頼の男。仁安元年（一一六六）参議となつたが、承安四年（一一七四）三十九歳で出家、建仁二年（一一八二）六月一日（西暦一二〇二年六月二十日）没。

(一一〇二) 六十七歳で薨じた。祖父頸隆は白河院近臣で「よるの関白」と呼ばれ、父頸頼も鳥羽院近臣として権勢を振るつた。成頼もまた後白河上皇の院司を勤めているが、一方、九条兼実は成頼について「年来於余有其忠」之人也」と玉葉に記している。修理大夫であつたことから、その日記を匠記ともいうが、今日まとまつた日次記としては伝わらない。本記は嘉応元年(一一六九)六月の後白河上皇御出家に関する記録で、六月一日より二十九日にいたる一箇月の記文を存する。成頼はこの時奉行を勤めており、先例を引勘しつつ準備を進める様子や御落飾当日の儀、御落飾以後の諸種の行事が詳細に記述されている。

### 法性寺殿記

関白太政大臣藤原忠通の日記。晩年出家して法性寺に住したので法性寺殿記・法性寺関白記といい、また忠通公記・玉林とも称する。忠通は関白太政大臣藤原忠実の長子。永久三年(一一一五)内大臣、鳥羽天皇の保安二年(一一二二)に関白・氏長者となり、翌年従一位に叙され、左大臣に昇つた。さらに大治三年(一一二八)には太政大臣となり、また崇徳・近衛両天皇の摂政・関白ともなつたが、応保二年(一一六二)に出家し、長寛二年(一一六四)六十八歳で薨去した。忠通の日記は元永二年(一一一九)より天治二年(一一二五)の間の写本が知られているが、欠脱が極めて多い。その中で、当部九条家旧蔵本中には元永二年正月、天治二年九月の記各一巻、および大嘗会卯日御記一巻とその南北朝時代の写本が伝存し、特に天治二年記は忠通の自筆と伝えられ、元永二年記、大嘗会卯日御記も平安時代末期の写本と見られる。展示本のひとつは、保安四年十一月十八日、崇徳天皇の大嘗会初日の儀式の記録である。室町時代に関白九条政基が記した本巻の識語によれば、この記録は忠通がこれを禁裏に進上した際、写し留めておいたものという。展示の他の一本は、天治二年九月十四日、後三条天皇の皇孫女守子内親王が斎王となつて伊勢へ群行する当日の、朝廷における儀式次第の詳細な記録である。巻末に天治元年十二月および翌年正月の日付の申文六通を貼り継いでいるが、これはこの日記の紙背文書を剥ぎ取つたものであることがほ

台記

左大臣藤原頼長の日記。大臣の唐名「三台」「三槐」、あるいは頼長に縁の深い宇治の地名および官職名に因んで、台記・槐記・宇治左府記・宇槐記・治相記などと呼ばれる。頼長は関白太政大臣藤原忠実の二男。大治五年（一一三〇）に異母兄の摂政忠通の子として宮廷に出仕して以後、父忠実の庇護のもとに順調に昇進を重ね、保延二年（一一三六）にわずか十七歳で内大臣、久安五年（一一四九）には左大臣に昇り、從一位に叙せられた。さらに同七年、内覽の宣旨を蒙り、事実上の執政の座につき、兄忠通と鋭く対立するにいたったが、近衛天皇呪咀事件に坐して鳥羽上皇の信任を失い、保元元年（一一五六）、皇位継承に不満を抱いていた崇徳上皇と結んで兵を挙げたが、敗死した。頼長は当時の公家の慣いとして故実・典礼を習得する一方、早くより非常な熱意をもって経書を中心とする中国の古典を学び、これを自他の言動を律する指針ともしたから、日記にもそれが色濃く反映しており、数多い公家日記の中でも異彩を放っている。台記は保延二年より久寿二年（一一五五）までの写本が伝わり、また台記別記・宇槐記抄・宇槐雜抄・台記抄などの別記・抄出本があるが、主な古写本としては、当部伏見宮家旧蔵本中に保延二年冬二巻、久寿元年冬一巻（ともに鎌倉時代写）、九条家旧蔵本中に保延五年夏、仁平二年（一二五二）秋各一巻と保延三年、久安三年、仁平元年、同二年の別記各一巻（いずれも鎌倉時代写）を架蔵し、また東京大学史料編纂所には仁平三年冬一巻（鎌倉時代写）がある。特に九条本の保延五年夏、仁平二年秋の記と史料編纂所本は、流布本に見えない貴重な写本である。展示本のひとつは、頼長が内大臣に任じられた際の儀式次第を自ら詳細に書き留めた保延二年十二月の記、他のひとつは仁平二年秋の記で、この頃頼長が力を注いでいた因明論の研究の様子などが窺われる。

## 清原重憲記

少外記清原重憲の日記。権少外記清原重憲記・少外記清原重憲記・重憲記などとも称される。重憲の生没年は未詳。清原氏系図によれば、六位大外記清重の男、宮内権大輔朝通の四代の孫に当たる。内匠允を経て、康治二年（一一四三）正月に権少外記、同三年二月以前に少外記に任せられ、久安元年（一一四五）十二月に從五位下に叙された。当部所蔵の伏見宮家旧藏本は、天養元年（一一四四）正月、同年二月、同年三・四月、同年冬および久安元年冬の二箇年、五巻。各巻筆蹟が異なるが、いずれも鎌倉時代の写本で、流布本の祖本に当たる。うち天養元年記のみで四巻以上に分かれるところに窺えるように、本書は、重憲が関わった朝儀の詳細な記録であるが、外記の職掌日記である外記日記ではなく、重憲の私日記である。また、外記日記とともに本朝世紀編纂の主要材料となつてゐることは、本朝世紀の天養元年および久安元年の記文が本書の節略であることから確認できる。但し、掲出本も原本の姿をそのまま伝えたものではなく、抄出の箇断がある。なお、康和五年（一一〇三）の記文をもつ写本が諸處に存するが、これは大外記師遠記を節略して記した本朝世紀の、しかもその抜粋で、重憲の日記ではない。

## 六 山槐記

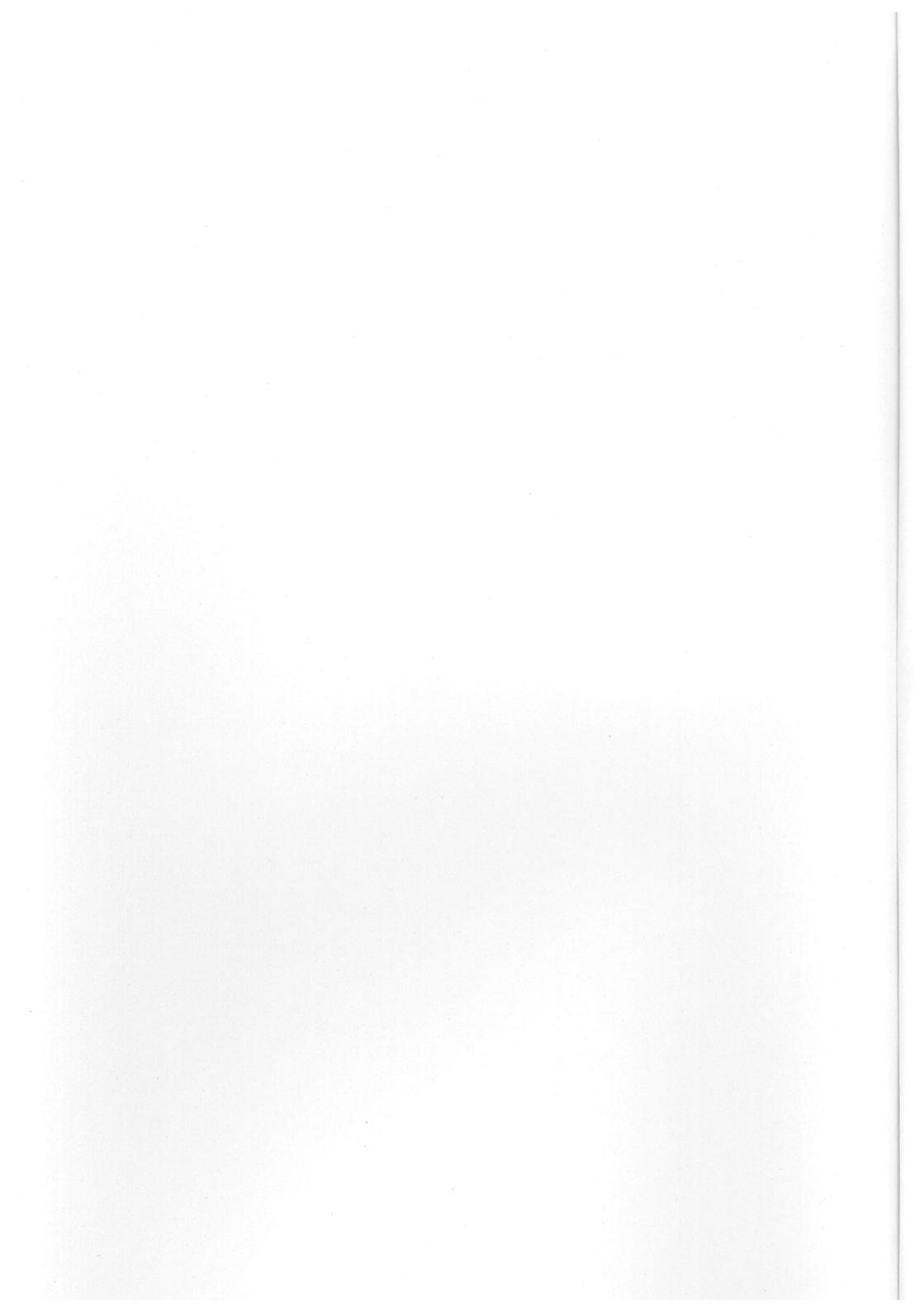
内大臣藤原忠親の日記。記主忠親は、晩年、洛東中山の地に別宅を設け移り住んだことにより、家号を中山といい、中山忠親と称される。書名は、中山内大臣を略して山槐記といい、また、深山記・貴嶺記・達幸記ともいう。深山は中山の雅称、貴嶺は中山の文字を含ませた隠字、達幸は「ただちか」の上下の反音を取つた反名である。忠親は、権中納言藤原忠宗の男、左大臣花山院家忠の孫に当たる。保延六年（一一四〇）の叙爵以来、左中将・藏人頭などを経て参議となり、建久二年（一一九一）内大臣となつたが、同五年官を辞して出家し、翌年六十五歳で薨

去。現存の伝本は、仁平元年（一一五一）より文治元年（一一八五）までの三十五年間のものであるが、山槐記除目部類や逸文等によると、建久五年まで日記を記していたことがわかる。本書は、玉葉・吉記などとともに、古代から中世へ移行する過渡期の記録であり、朝儀の先例やその次第を詳細に記しているほか、源平争乱の経過を具体的に伝えている点などに大きな特色が認められる。掲出本は伏見宮家旧蔵本で、保元三年（一一五八）秋の一軸であるが、鎌倉時代の書写として貴重である。この中には、後白河天皇の讓位における固闕の儀など、注目すべき記事がある。

### 渡宋記

天台宗の僧戒覚の渡宋日記、一巻。本書によると、戒覚は俗姓中原、京都の人で、父の没後延暦寺において修業すること四十年、伝灯大法師位となつたが、宋の五台山を自らの終焉の地と定める一方、天台山において智者大師の遺像を礼拝することを願い、隆尊・仙勢の二人の弟子を伴つて入宋したという。永保二年（一一〇八二）九月五日、大宰府の禁制を犯して博多津より宋商劉琨の船に乗り込み、二十二日に明州定海県の岸に到着、十月二日皇帝神宗への上表文を提出、翌年二月二十日宋都開封に入京、二十一日に神宗に朝見、六月八日代州の五台山に登り、十一日に代州府の牒により仙勢とともに五台山に永住することが許された。その月十五日の日記の最後に、この日記を日本国播磨國綾部別所引摂寺に安置すべきことを付記している。おそらく弟子二人のうちの隆尊が宋より持ち帰ったものであろう。本書は九条家旧蔵本で、奥書によると、鎌倉時代に慶政上人が播州実報寺の寺主仏如房に遇い、もと引摂寺にあった戒覚の渡宋記が実報寺に伝えられているのを聞き、仏如房に頼んでその弟子実尊をして寛喜元年（一二二九）に書写せしめたものであることがわかる。本書は、円仁の入唐求法巡礼行記や成尋の参天台五台山記と並ぶ平安時代の僧侶による渡航記として、また日宋交渉史の史料として貴重である。





正  
卷一

貢

貨

目

行

目

行

目

行

目

行

目

行

目

行

目

行

目

行

目

行

蘇天興總督

真德公

85

小右記

375

九

天元年

九

天元五年

九